

令和8年7月3日

土木部監理課 入札・契約G

担 当 庄田

内 線 5023

外 線 076-225-1712

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

(株) 西中建設 鳳珠郡能登町松波29-78-2
(株) サンテック 鳳珠郡能登町布浦コー21

2 指名停止期間

令和8年7月3日 から 令和8年7月16日 まで (2週間)

3 指名停止事由

令和8年4月15日、奥能登土木総合事務所発注の「6災1122号 二級河川松波川 河川災害復旧工事(その1)(概略発注対象工事)」において、下請業者が水中ポンプを重機により吊り上げたところ、水中ポンプのコードが作業員の足に引っ掛かり、3.3メートル下の河床に転落し負傷した。

穴水労働基準監督署は、令和8年4月24日、労働安全衛生法違反による是正勧告書を上記有資格者に対して交付した。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第7号に該当すると認められるため、指名停止とする。(土木部入札審査委員会決定)

(参考)

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱
別表第1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措置要件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内